



第64回 定時株主総会 招集ご通知

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

目次

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	16
連結計算書類	41
計算書類	43
監査報告書	45

株式会社 **芝浦電子**

証券コード：6957

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時

場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮 4階
ローズルーム

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、出席する役員及び運営するスタッフはマスクを着用させていただきますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会にご出席の皆様には、マスク着用やアルコール消毒、検温にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、書面またはインターネットによる事前の議決権行使のご活用も宜しくお願い申し上げます。本年も昨年に引き続き株主総会ご出席株主様へのお土産・懇親会を取りやめさせていただきます。

企業目的

われわれは、地球環境を守り、
世界の人々の笑顔あふれる暮らしの向上と
文化の発展に貢献することを目的とする

経営方針

- 一、芝浦電子の社員一人一人は、夢に向かい情熱をもって果敢に挑戦し、価値観を共有し思いやり、主体的に行動する
磨かれた個性と感性を発揮し、互いに切磋琢磨し、仕事を通じて成長できる人財を育成し、自由闊達な企業風土を醸成する
- 一、われわれの製品がお客様の価値向上に貢献できるように努力する
お客様のニーズに応え、迅速で正確な対応を行い、適正な利益を確保することでこれを達成する
- 一、地球環境を守るため、エネルギー効率の向上に寄与し、安心で安全な社会の実現に貢献する
- 一、社会から信頼され、選ばれる会社になり続けることで企業価値を高め、もって株主に貢献する

株 主 各 位

埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目1番24号

株式 芝浦電子
会社

代表取締役社長 社長執行役員 葛 西 晃

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、書面またはインターネットによる事前の議決権行使のご活用を宜しくお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5
パレスホテル大宮 4階 ローズルーム

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第64期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本年も昨年に引き続き株主総会ご出席株主様へのお土産・懇親会を取りやめさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- 本招集ご通知に記載すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、法令及び当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shibaura-e.co.jp>）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。上記のウェブサイト掲載事項は、会計監査人及び監査役の監査の対象に含まれております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shibaura-e.co.jp>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火）
午後5時入力完了分まで



株主総会に出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水）
午前10時開催

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇株式会社 御中
株主総会日 議決権の数

議案	原案に対する賛否
第○号	賛 否
第○号	賛 否
第○号	賛 否

基本日現在のご所有株式数 _____ 股

※議決権の数は1単位ごとに1個となります。
お 願 い
1. 当日株主総会にご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。
2. 当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によりお早めにご投票を行ってください。
①議決権行使期限に賛否を表明のうえ、ご返信いただく方法
②スマートフォンでログインQRコードを読み取るか、ウェブサイト (<https://evote.tr.mofg.co.jp/>) でのログインID、パスワードにてログイン後、議決権を行使いただく方法

（ご注意）
当社は、議案に関する賛否の表示がない場合は、賛成の議決権表示があったものとして処理いたします。

〇〇〇株式会社

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・4・5号議案

- ・賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- ・全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- ・全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- ・一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

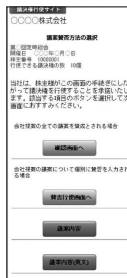
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



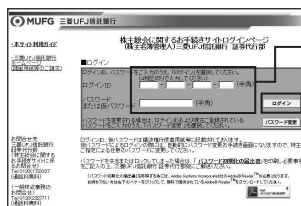
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

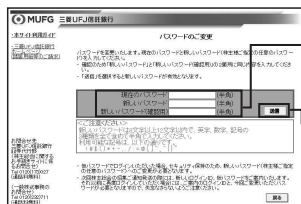
議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録してください。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※ 操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00 ~ 21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議案及び参考事項

〔第1号議案〕 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第64期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき150円 総額1,165,919,250円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月30日

〔第2号議案〕 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現行定款	変更案
<p>< 新 設 ></p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第15条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

〔第3号議案〕 取締役7名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏 名	現在の 当社における地位	取締役会への 出席状況
1	再任	葛西 晃 <small>か さい あきら</small>	代表取締役社長 社長執行役員	100% (13回/13回)
2	再任	越水 和人 <small>こし みず かず と</small>	取締役 執行役員	100% (13回/13回)
3	再任	鈴木 竜行 <small>すず き たつ ゆき</small>	取締役 執行役員 センサ統括本部長	100% (10回/10回) 2021年6月29日就任以降の状況
4	再任	笹渕 博志 <small>ささ ぶち ひろ し</small>	取締役 執行役員 営業本部長	100% (10回/10回) 2021年6月29日就任以降の状況
5	再任	工藤 和直 <small>く どう かず なお</small>	社外取締役 独立役員 取締役	100% (13回/13回)
6	再任	阿部 功 <small>あ べ いさお</small>	社外取締役 独立役員 取締役	100% (13回/13回)
7	新任	岸波 みさわ <small>きし なみ み さ わ</small>	社外取締役 独立役員	—



1

か さい
葛西

あきら
晃

1968年5月10日生（満54歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2012年7月	当社入社	2017年6月	当社取締役営業本部長
2013年1月	当社浦和営業所長	2018年6月	当社常務取締役営業本部長
2015年1月	当社国内営業統括部長兼名古屋営業所長	2018年10月	当社取締役副社長営業本部長
2016年4月	当社営業本部副本部長	2019年6月	当社代表取締役社長社長執行役員(現任)
2017年4月	当社営業本部副本部長兼浦和営業所長		

■ 取締役在任年数
5年（本株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

■ 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 3,900株
潜在株式 9,162株

取締役候補者とした理由

葛西晃氏は、当社の代表取締役社長として力強いリーダーシップを発揮し、当社グループ全体の経営を担っております。サーミスタ業界全般の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社グループの事業成長と持続的な企業価値向上を実現し、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者となりました。



2

こし みず
越水

かず と
和人

1962年7月23日生（満59歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月	当社入社	2017年6月	当社取締役
2011年6月	当社開発部長	2019年6月	当社取締役執行役員(現任)
2013年1月	当社技術本部付 (重要な兼職の状況) 株式会社福島芝浦電子代表取締役社長		

■ 取締役在任年数
5年（本株主総会終結時）

■ 取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

■ 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 2,200株
潜在株式 5,179株

取締役候補者とした理由

越水和人氏は、当社の取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。現在、株式会社福島芝浦電子代表取締役社長を務めており、サーミスタ素子開発に精通し、技術・開発分野全般の豊富な経験と知見を有していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者となりました。



3

 すず き たつ ゆき
 鈴木 竜行

1970年5月13日生（満52歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年4月	当社入社	2019年6月	当社執行役員開発・ものづくり本部センサ統括部長
2010年4月	当社技術本部空調部長	2021年6月	当社取締役執行役員センサ統括本部長(現任)
2013年4月	当社技術本部空調・車載事業部技術一部長		

取締役候補者とした理由

鈴木竜行氏は、当社の取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。サーミスタセンサの設計開発業務に精通し、技術・開発分野全般の豊富な経験と高い知見を有していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者となりました。

取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

 100%（10回／10回）
 （2021年6月29日就任以降の状況）

所有する当社株式の種類及び数

 普通株式 3,900株
 潜在株式 3,250株


4

 ささ ぶち ひろ し
 笹渕 博志

1968年11月14日生（満53歳）

再任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2011年4月	当社入社
2014年3月	シバウラエレクトロニクスヨーロッパ GmbH 所長
2019年6月	当社執行役員営業本部長
2021年6月	当社取締役執行役員営業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

笹渕博志氏は、当社の取締役として企業経営に従事し、その役割・責務を実効的に果たしております。国内外で長年における電子部品業界での営業活動に基づいた豊富な経験と高い知見を有していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任と判断し、取締役候補者となりました。

取締役在任年数

1年（本株主総会終結時）

取締役会への出席状況

 100%（10回／10回）
 （2021年6月29日就任以降の状況）

所有する当社株式の種類及び数

 普通株式 600株
 潜在株式 3,250株



5

く どう かず なお
工藤 和直

1953年3月8日生（満69歳）

再任
社外
独立役員

- 取締役在任年数
4年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

- 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株
潜在株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|-----------------------------|---------|--------------------|
| 1977年4月 | 住友電気工業株式会社入社 | 2016年7月 | 青島京信電子有限公司高級顧問 |
| 2000年1月 | 同社電子材料事業部ワイヤー製品部長 | 2018年3月 | 株式会社ソディック社外取締役(現任) |
| 2007年6月 | 蘇州住電装有限公司董事総経理 | 2018年6月 | 当社取締役(現任) |
| 2008年6月 | 住友電装株式会社執行役員 | | |
| 2015年6月 | 蘇州住電装有限公司最高顧問
(重要な兼職の状況) | | |
- 株式会社ソディック社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

工藤和直氏は、製造の技術や生産のノウハウだけでなく経営の経験が豊富であり、当社グループの製造全般及び経営の監督と助言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。同氏は当社グループの取引先であります住友電装株式会社に勤務しておりましたが、当事業年度における年間取引金額は双方から見て1%未満と僅少であります。また同氏は現在、株式会社ソディックの社外取締役を兼任しておりますが同社につきましても当事業年度における年間取引金額は双方から見て1%未満と僅少であります。



6

あ べ いさお
阿部 功

1960年9月23日生（満61歳）

再任
社外
独立役員

- 取締役在任年数
3年（本株主総会終結時）
- 取締役会への出席状況
100%（13回／13回）

- 所有する当社株式の種類及び数
普通株式 0株
潜在株式 一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- | | | | |
|---------|----------------------------------|---------|--------------------------------|
| 1984年4月 | 等松・青木監査法人(現：有限責任監査法人トーマツ)東京事務所入所 | 1997年6月 | 監査法人トーマツ(現：有限責任監査法人トーマツ) パートナー |
| 1987年4月 | 公認会計士登録
(重要な兼職の状況) | 2016年9月 | 阿部公認会計士事務所所長(現任) |
| | 阿部公認会計士事務所所長 | 2019年6月 | 当社取締役(現任) |

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

阿部功氏は、公認会計士としての職務を通じて培われた財務・会計・内部統制に関する専門的な知識及び豊富な経験・見識を有しており、当社の経営に対して専門的な観点からの監督と助言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者といたしました。



7 ^{きし なみ} ^{み さ わ}
岸波 みさわ 1972年11月4日生（満49歳）

新任
社外
独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年4月 株式会社日本興業銀行（現：株式会社みずほ銀行）入行

2000年8月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社

2012年12月 同社投資銀行部門資本市場本部シンジケート部長

2018年12月 UBS証券株式会社投資銀行本部債券資本市場部統括責任者エグゼクティブ・ディレクター（現任）

（重要な兼職の状況）

UBS証券株式会社投資銀行本部

債券資本市場部統括責任者エグゼクティブ・ディレクター

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

岸波みさわ氏は、外資系証券会社などにおける豊富な経験から、国際的な金融業務の専門知識を有し、当社グループの財務戦略などに、専門的な観点から監督と助言をいただくことが期待されるため、社外取締役候補者となりました。同氏は現在UBS証券株式会社債券資本市場部統括責任者を兼任していますが、当該事業年度における同社との取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者が所有する当社株式の数は、2022年3月末時点の株式数を記載しております。また、潜在株式数については、信託を活用した株式報酬制度における2022年3月末時点の権利確定済みポイント相当数(2021年度の付与ポイント含む)を記載しております。
3. 候補者工藤和直氏、阿部功氏及び岸波みさわ氏は、社外取締役候補者であります。また、当社は工藤和直氏及び阿部功氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。なお、岸波みさわ氏につきましても、独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 工藤和直氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
5. 阿部功氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりますが、工藤和直氏及び阿部功氏の再任が承認された場合、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とし、契約を継続いたします。また、岸波みさわ氏の選任が承認された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 役員等賠償責任保険契約について
当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告の「会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。各候補者が就任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考

役員の構成（本定時株主総会終結後の予定）

○独立役員 ◎主スキル ●副スキル



葛西 晃



越水 和人



鈴木 竜行



笹渕 博志

属性	取締役	取締役	取締役	取締役
在任年数	5年	5年	1年	1年
委員会等	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会	サステナビリティ 委員会
独立性				
企業経営	◎	●	●	●
製造・技術・研究開発		◎	◎	
営業・マーケティング	●			◎
財務会計				
法務・コンプライアンス				
グローバル・国際性				●



工藤 和直



阿部 功



岸波みさわ

属性	取締役 (社外)	取締役 (社外)	取締役 (社外・新任)
在任年数	4年	3年	—
委員会等	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	指名委員会 報酬委員会 サステナビリティ 委員会	—
独立性	○	○	○
企業経営	●	●	
製造・技術・研究開発	◎		
営業・マーケティング			
財務会計		◎	◎
法務・コンプライアンス			
グローバル・国際性	●		●

[第4号議案] 監査役1名選任の件

監査役杉田夏樹氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本監査役候補者は、監査役杉田夏樹氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社の定款の定めにより、退任された監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



わた なべ しゅう いち
渡邊 修一

1959年2月18日生 (満63歳)

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

- 1982年4月 東北パイオニア(株)入社
- 2010年4月 当社入社
- 2011年4月 当社営業本部海外営業部長
- 2020年1月 当社営業本部営業企画課長兼経営管理本部法務室担当
- 2022年5月 当社営業本部欧米アジア営業担当 (現任)

■ 監査役在任年数

—

■ 監査役会への出席状況

—

■ 所有する当社株式の種類及び数

普通株式 500株
潜在株式 一株

監査役候補者とした理由

渡邊修一氏は、当社入社後営業部門及び法務部門での豊富な経験から、当社の事業及び国内外の当社取引先に精通しています。現在は欧米アジア営業部に勤務し、海外法務を担当しています。当社の経営、法務、監査に関する幅広い見識を有しており、監査役候補者となりました。

(注) 1. 新任の監査役候補者であります。

2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者が所有する当社株式の数は、2022年3月末時点の株式数を記載しております。

4. 役員等賠償責任保険契約について

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しており、今後2022年7月に当該契約を更新する予定であります。当該保険契約は、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としており、その他の内容につきましては、事業報告の「会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりであります。候補者が就任された場合には、当該契約の被保険者に含まれることとなります。

ご参考

役員の構成（本定時株主総会終了後の予定）

○独立役員 ◎主スキル ●副スキル



渡邊 修一



中野 憲一



片岡 麻紀

属性	監査役	監査役 (社外)	監査役 (社外)
在任年数	—	3年	2年
独立性		○	○
企業経営			
製造・技術・研究開発			
営業・マーケティング	◎		
財務会計			◎
法務・コンプライアンス	●	◎	
グローバル・国際性	●	●	●

〔第5号議案〕 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役6名のうち、社外取締役2名を除く4名に対し、当期の業績等を勘案し役員賞与総額8,000万円を支給することといたしたいと存じます。

役員賞与の額につきましては、任意の報酬委員会が取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針との整合性を含めた審議・検討を行っており、取締役会もその審議・検討の結果を踏まえた決議を行っているため、相当であると判断しております。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、前第2四半期以降回復基調が続いておりましたが、依然として新型コロナウイルス感染症の変異株による感染再拡大や半導体を始めとした原材料不足の影響により、生産活動が制限され当第3四半期以降景気回復のペースは減速しました。国内経済も当第3四半期までは回復基調ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の変異株の感染再拡大による生産活動の制限や個人消費の落ち込みなど後半は回復が減速しました。

企業を取り巻く環境は、原材料不足の解消や新型コロナウイルス感染症の終息の目途も立っておらず、加えてロシアのウクライナ侵攻等先行きは依然として不透明な状況となっております。

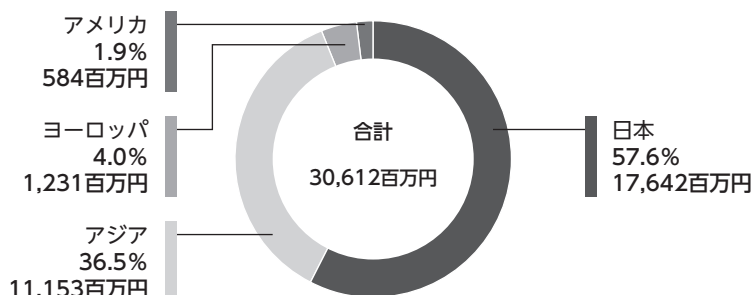
このような状況のなか、当社グループにおいては新型コロナウイルス感染症予防に取り組みつつ、中期経営計画（Sense the Dynamics）達成に向けて取り組みました。製造面では、IT技術を活用した製造設備の研究・開発や継続的な改善活動など品質・生産性向上への取り組みを行うとともに、入手が困難と予想される原材料の互換品選定等を行い安定的に供給出来る体制を整えております。販売面では、オートモーティブ向けセンサの拡販を積極的に展開しました。また、当期より新人事制度を導入し、働き方の多様化への対応や人財育成、指名委員会、報酬委員会設置によるガバナンス強化、サステナビリティ委員会の設置やTCFD、国連グローバルコンパクトへの賛同等、二酸化炭素排出量削減等のESGへの取り組みも積極的に行いました。

各事業分野の売上高は、ホームアプライアンスは148億3千7百万円（前期比17.6%増）、オートモーティブは94億8千3百万円（前期比20.5%増）、インダストリアルは39億2千7百万円（前期比26.1%増）、その他は23億6千4百万円（前期比50.2%増）となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は前期比21.6%増の306億1千2百万円となりました。損益面におきましては、営業利益は55億7千2百万円（前期比77.7%増）、経常利益は56億3千3百万円（前期比78.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は36億5千4百万円（前期比63.6%増）となりました。なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、従来の方法に比べて、売上高は8百万円減少し、営業利益、経常利益はそれぞれ2百万円減少しております。

売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する当期純利益
30,612 百万円	5,572 百万円	5,633 百万円	3,654 百万円
(前連結会計年度比21.6%増)	(前連結会計年度比77.7%増)	(前連結会計年度比78.1%増)	(前連結会計年度比63.6%増)

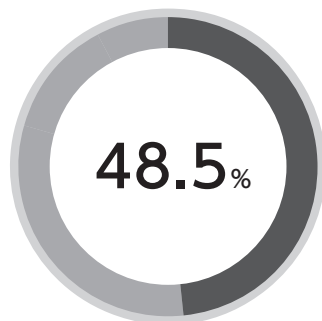
セグメント別売上高



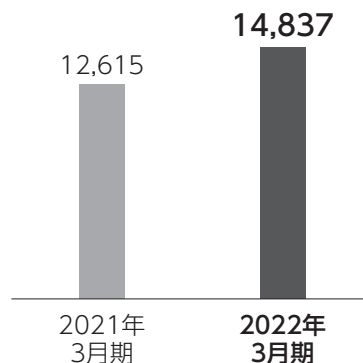
セグメントごとの業績につきましては、日本においては売上高176億4千2百万円（前期比17.1%増）となり、アジアでは、売上高111億5千3百万円（前期比27.4%増）となり、ヨーロッパでは、売上高12億3千1百万円（前期比34.5%増）となり、アメリカでは、売上高5億8千4百万円（前期比35.8%増）となりました。なお、収益認識会計基準等の適用により、従来の方法に比べて、日本のセグメントの売上高は8百万円減少しております。

①ホームアプライアンス

■売上高構成比



■売上高 (単位：百万円)

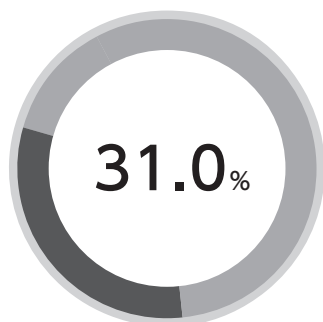


ホームアプライアンスの売上高は148億3千7百万円（前期比17.6%増）となりました。全体の売上高が増加したこともあり、売上高全体に対するホームアプライアンスの割合は前期の50.1%から48.5%となりました。

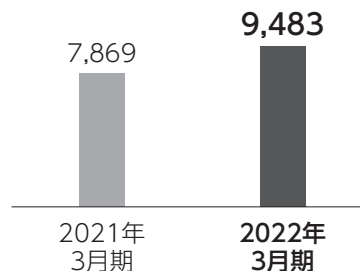
省エネ製品の需要の高まりから、ホームアプライアンスの中では、エアコン向け温度センサ（前期比17.7%）が好調だったほか、家電製品では電子レンジ向け（前期比16.9%増加）や炊飯器向け（前期比17.0%増加）、コーヒーメーカー向け（前期比51.2%増加）などの調理用家電が大きく伸びました。住宅設備関連では、ヒートポンプ給湯器向け（前期比51.3%増加）などが伸びました。

②オートモーティブ

■売上高構成比



■売上高 (単位：百万円)

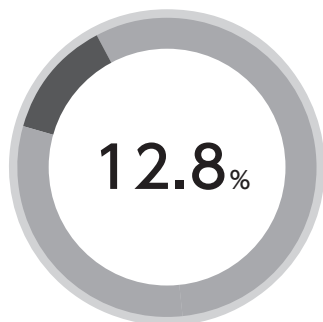


オートモーティブの売上高は94億8千3百万円（前期比20.5%増）となりました。売上高全体に対するオートモーティブの割合は前期の31.3%から31.0%となりました。

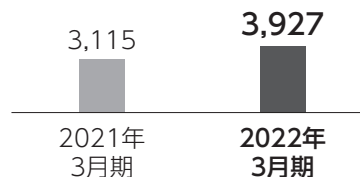
ハイブリッド車や電気自動車などの環境対応車の世界的な増加から、ハイブリッド車、電気自動車の駆動用モーター向けの温度センサ（前期比31.3%増）は大きく伸びました。また、当社独自の技術である高温用素子（前期比24.6%増）も好調でした。

③インダストリアル

■売上高構成比



■売上高 (単位：百万円)



インダストリアルの売上高は39億2千7百万円（前期比26.1%増）となりました。売上高全体に対するインダストリアルの割合は前期の12.4%から12.8%となりました。

企業の設備投資の回復などを背景に、ロボット向け（前期比85.3%増）や汎用インバーター向け（前期比206.3%増）、工作機械向け（前期比110.9%増）などが好調でした。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、6億9千4百万円であります。

その主なものは次のとおりであります。

株式会社福島芝浦電子のサーミスタ素子生産増対応の為の組み立てラインの増設、省エネを目的とした空調設備、照明のLED化などであります。

3. 資金調達の状況

設備資金は自己資金により賄いました。

4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

8. 対処すべき課題

世界及び国内経済は、新型コロナウイルス感染症の終息の目途が立たないことや世界的な原材料不足や価格の高騰、加えてロシアのウクライナ侵攻など先行きが見通せない状況となっております。

このような状況ではありますが、自動車を始めとした電動化の推進により、中長期的にはサーミスタ素子及び温度センサの需要は引き続き堅調に推移していくものと考えております。当社グループとしては、中期経営計画（Sense the Dynamics）達成に向けて、研究、開発体制をさらに強化して製品開発に取り組む等、温度センサ分野でのシェア拡大に向けた積極的な事業展開を進めてまいります。具体的には、ハイブリッド車や電気自動車等、環境対応車で

の搭載、省エネ家電での搭載等の増加を目指し、技術と販売が一体となった営業推進を引き続き展開し、既存市場の掘り起こしや、欧米、中国等海外市場での売上拡大を図ってまいります。また、製造工程の効率化推進等、全社をあげて生産性の向上に取り組み、収益力の強化を図ってまいります。さらには今後の受注増加に対応できるよう設備増設等、業績拡大に資する設備投資を積極的に実施してまいります。

また、ESGの課題にも積極的に取り組み、地球環境を守り、世界の人々の笑顔あふれる暮らしの向上と文化の発展に貢献してまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画「Sense the Dynamics」

①中期経営計画「Sense the Dynamics 2022-2024」策定

当社は、「われわれは、地球環境を守り、世界の人々の笑顔あふれる暮らしの向上と文化の発展に貢献する」という企業目的のもと、継続的な企業価値の向上を目指し、2021年5月に中期経営計画「Sense the Dynamics 2021-2023」を策定、公表しました。経営環境の変化に柔軟に対応するため、2022年5月23日開催の取締役会において、中期経営計画「Sense the Dynamics 2022-2024」を策定、決議しました。

②中期経営計画「Sense the Dynamics 2022-2024」基本方針

◆品質・生産性向上

- ・製造工程の効率化
- ・グローバル調達
- ・品質保証

◆製品開発

- ・小型・薄型・高耐圧製品
- ・高温センサの新ニーズ開拓
- ・オートモーティブ推進 ハイブリッド車、電気自動車など環境対応車の普及に対応
- ・顧客ニーズに沿った独自設計

◆人財育成・ガバナンス強化

- ・人事制度改革の推進、多様な働き方への対応
- ・気候変動への取り組み、コンプライアンスの徹底

③財務目標

(1) 計画の達成状況

	2021年度計画	2021年度実績	差異
売上高	285億円	306億円	+21億円
売上高営業利益率	14.4%	18.2%	+3.8ポイント
ROE	10%以上	13.5%	+3.5ポイント

(2) 中期経営計画2022-2024年度

	2020年度実績	2021年度実績	2022年度計画	2023年度計画	2024年度計画
売上高	252億円	306億円	330億円	370億円	410億円
売上高営業利益率	12.5%	18.2%	18.2%	19%以上	20%以上
ROE	9.0%	13.5%	13%以上	14%以上	15%以上

サステナビリティ経営

当社グループは、経営にESGの視点を導入し、サステナビリティ経営を経営戦略の軸に据え、当社グループの主要製品であるサーミスタの提供により経済的価値を創出すること、及び様々なステークホルダーのニーズに積極的に対応するなど社会的価値を重視した経営を行うことで、持続可能な社会の実現へ貢献してまいります。

- ① サステナビリティを巡る課題に積極的に対応するために、取締役会の下部組織として、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進するために「サステナビリティ委員会」を設置しました。サステナビリティの取組みについては、当社下記ウェブサイトをご参照下さい。
(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/>)
- ② 持続可能な社会の実現のため、及び当社グループが持続的に成長するために優先的に取り組むべきテーマを4項目選び、それぞれのテーマからマテリアリティ(重要課題)を特定しました。これらを当社グループのマテリアリティと定め、課題に取り組むことで、持続可能な社会に貢献することを目指します。マテリアリティについては、当社下記ウェブサイトをご参照下さい。
(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/materiality/>)

<サステナビリティ重要課題（マテリアリティ）>

- ・ものづくり：安全・安心で高品質な製品づくり
- ・環境：気候変動に対応し、地球環境を守る
- ・人財育成・多様性：人権尊重、多様な人財の育成
- ・ガバナンス：ガバナンスの強化

- ③ 国連グローバルコンパクトの提唱する10原則への賛同や芝浦電子グループで働く全社員が実践すべき行動指針などを整備し、全社員に周知徹底します。

〈方針〉

- ・芝浦電子グループ 企業行動憲章
- ・芝浦電子グループ 品質方針
- ・芝浦電子グループ 環境方針

方針等については、当社下記ウェブサイトをご参照下さい。

- ・グローバルコンパクト：<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/ungc/>
- ・企業行動憲章：<https://www.shibaura-e.co.jp/ir/governance/>
- ・品質方針：<https://www.shibaura-e.co.jp/products/quality/>
- ・環境方針：<https://www.shibaura-e.co.jp/company/quality/>

- ④ 当社グループは、脱炭素社会の実現に向け、2050年でのカーボンニュートラルを目指して、二酸化炭素排出量削減の長期目標を策定しました。電力使用の節約、再生可能エネルギーをもとにした電力の調達などにより、目標達成に努めます。また当社グループは、2022年2月にTCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)への賛同を表明しており、気候変動に関する「リスク」と「機会」が当社グループの戦略に与える財務影響度を開示しています。脱炭素対応方針、TCFDへの対応については当社下記ウェブサイトをご参照ください。

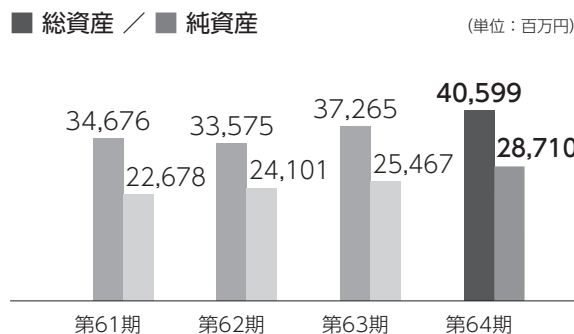
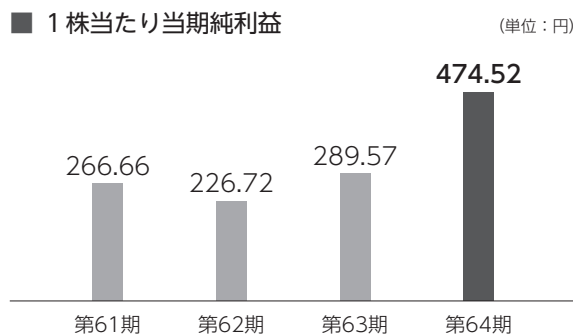
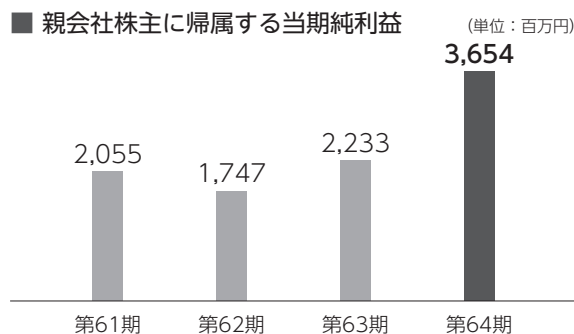
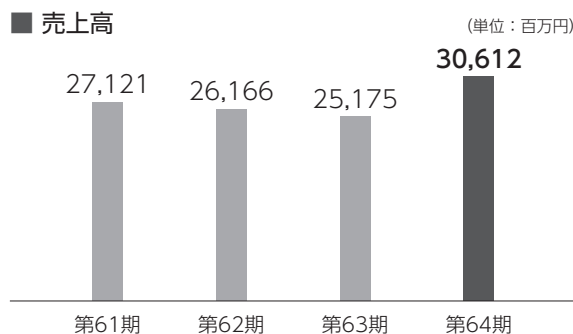
(<https://www.shibaura-e.co.jp/sustainability/climate/>)

9. 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

項目	期別	第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)	第64期(当期) (2022年3月期)
売上高		27,121	26,166	25,175	30,612
親会社株主に帰属する当期純利益		2,055	1,747	2,233	3,654
1株当たり当期純利益		266円66銭	226円72銭	289円57銭	474円52銭
総資産		34,676	33,575	37,265	40,599
純資産		22,678	24,101	25,467	28,710

(注) 1株当たり当期純利益を算定するための普通株式の期中平均株式数について、「役員報酬BIP信託口」が所有する当社株式の数を控除しております。



(注) 上記の第64期業績は「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)適用後の業績となります。

10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社 東北芝浦電子	千円 100,000	% 97.5	サーミスタ温度・湿度センサの製造
株式会社 岩手芝浦電子	100,000	100.0	サーミスタ温度センサの製造
株式会社 福島芝浦電子	980,000	100.0	サーミスタ素子の製造
株式会社 角館芝浦電子	100,000	100.0	サーミスタ温度センサの製造
株式会社 青森芝浦電子	100,000	100.0	サーミスタ温度センサの製造
タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド	千THB 411,000	100.0	サーミスタ温度・湿度センサの製造販売
東莞芝浦電子有限公司	千円 300,000	100.0	サーミスタ温度センサの製造販売
上海芝浦電子有限公司	600,000	100.0	サーミスタ温度センサの製造販売
香港芝浦電子有限公司	千HK\$ 1,900	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
株式会社 芝浦電子コリア	千KRW 400,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH	EUR 25,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売
シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.	USD 200,000	100.0	サーミスタ素子・温度・湿度センサの販売

(注) 東莞芝浦電子有限公司及び上海芝浦電子有限公司の資本金は円建になっております。

上記12社が連結子会社であり、企業結合の成果は「**1** 企業集団の現況に関する事項 1.事業の経過及び成果」に記載しております。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

11. 主要な事業内容

サーミスタ素子、温度センサ、湿度センサ等の製造販売

12. 主要な拠点等

- ① 当社本社 埼玉県さいたま市中央区上落合2丁目1番24号
- ② 国内営業拠点 東日本営業（さいたま市中央区）
中部営業（名古屋市中区）
西日本営業（大阪市西区）
- ③ 海外営業拠点 香港芝浦電子有限公司（中国）
（株）芝浦電子코리아（韓国）
シバウラ エレクトロニクス ヨーロッパ GmbH（ドイツ）
シバウラ エレクトロニクス アメリカ Corp.（アメリカ）
- ④ 国内生産拠点 （株）東北芝浦電子（秋田県仙北市）
（株）岩手芝浦電子（岩手県二戸郡一戸町）
（株）福島芝浦電子（福島県本宮市）
（株）角館芝浦電子（秋田県仙北市）
（株）青森芝浦電子（青森県三戸郡三戸町）
- ⑤ 海外生産拠点 タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド（タイ）
東莞芝浦電子有限公司（中国）
上海芝浦電子有限公司（中国）

13. 使用人の状況

区 分	使用人数 (名)
日 本	1,187
ア ジ ア	3,254
ヨ ー ロ ッ パ	5
ア メ リ カ	3
合 計	4,449

(注) 使用人数は就業人員であります。

14. 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	1,095 <small>百万円</small>
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	640
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	435

2 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 16,800,000株
2. 発行済株式の総数 7,772,795株 (自己株式7,070株を除く。)
3. 株主数 2,885名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,010 ^{千株}	13.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	899	11.5
BBH FOR FIDELITY LOW - PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUB PORTFOLIO)	421	5.4
明治安田生命保険相互会社	409	5.2
株式会社埼玉りそな銀行	347	4.4
株式会社三菱UFJ銀行	212	2.7
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	210	2.7
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	183	2.3
日星電気株式会社	170	2.1
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	160	2.0

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて算出しております。
 2. 自己株式には、「役員報酬BIP信託口」が所有する84,525株は含めておりません。

3. 信託銀行の持株数には投資信託等信託を受けている株式が次のとおり含まれております。

株式会社日本カストディ銀行（信託口） 1,010千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 899千株
 株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口） 160千株

5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

- ・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く。)	11,515株	2名
社外取締役	一株	一名
監査役	一株	一名

(注) 当社は業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入しております。交付した株式数には本制度で金銭換価し給付した株式も含まれております。

6. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長 社長執行役員		葛西 晃
取締役 執行役員	(株)福島芝浦電子 代表取締役社長	越水 和人
取締役 執行役員	センサ統括本部長	鈴木 竜行
取締役 執行役員	営業本部長	笹 淵 博志
取締役	(株)ソディック 社外取締役	工 藤 和 直
取締役	阿部公認会計士事務所 所長 公認会計士	阿 部 功
常勤監査役		杉 田 夏 樹

会社における地位	担当及び重要な兼職の状況	氏名
監査役	アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー 弁護士 SFI(株) 社外監査役	中野 憲一
監査役	片岡公認会計士事務所 公認会計士 ソニーグループ(株) HQ総務部地域渉外・行政グループ 渉外アドバイザー	片岡 麻紀

- (注) 1. 取締役のうち工藤和直氏及び阿部功氏は、社外取締役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
2. 監査役のうち中野憲一氏及び片岡麻紀氏は、社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役片岡麻紀氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する専門的知見を有するものであります。
4. 2021年6月29日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、取締役濱田拓実氏及び取締役細井和郎氏は任期満了により退任いたしました。
5. 2021年6月29日開催の第63回定時株主総会において、新たに鈴木竜行氏及び笹淵博志氏が取締役に選任され、就任いたしました。
6. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務していない執行役員は以下のとおりであります。

役名	職名	氏名
執行役員	タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド 社長 東莞芝浦電子有限公司 董事長 上海芝浦電子有限公司 董事長	山下 猛

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外役員全員と同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及びすべての当社子会社におけるすべての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（マネジメントリスクプロテクション保険契約）を保険会社との間で締結しています。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しています。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

・当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	182 (15)	79 (15)	80 (一)	22 (一)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	26 (11)	26 (11)	—	—	3 (2)
合計	208	105	80	22	11

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 報酬等の額には、2022年6月29日開催の第64回定時株主総会において決議予定の役員賞与80百万円（取締役80百万円）を含めております。

②取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

固定報酬の額及び算定方法の決定については、1995年6月29日開催の第37回定時株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、同業あるいは同規模の他企業と比較して見合った額を職位ごとに報酬委員会で審議し取締役会で決定しております。

賞与の額及び算定方法の決定については、業績に応じた支給額を報酬委員会で審議しており、定時株主総会で決議し、定時株主総会後の取締役会において株主総会で決議された支給額に対して社外取締役を除く取締役に職位ごとの年間固定報酬に応じ配分し、取締役会で決定しております。

業績連動型株式報酬の額及び算定方法の決定については、下記「⑤業績連動報酬等に関する事項」に記載をしております。

また、固定報酬の額及び賞与の額の決定方針は報酬委員会で審議し取締役会が決定しており、業績連動型株式報酬の額の決定方針は2021年6月29日開催の第63回定時株主総会で決議し決定しております。

③取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定について、固定報酬及び賞与に関しては、報酬委員会において個人別月額報酬額及び賞与を審議し、取締役会が決定方針に照らして審議し決議していることから決定方針に沿うものであると判断しております。また業績連動型株式報酬に関しては、2021年6月29日開催の第63回定時株主総会で方針を決議し報酬を決定しているため、決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、1995年6月29日開催の第37回定時株主総会において年額1億5千万円以内と決議しております(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は3名)です。

当社監査役の金銭報酬の額は、2020年6月26日開催の第62回定時株主総会において年額4千万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を総額5億円以内(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は4名です。

⑤業績連動報酬等に関する事項

・業績指標の内容及びその選定の理由

当社は、取締役及び執行役員(社外取締役及び国外居住者を除く。当社取締役と併せて、以下「取締役等」という)を対象に、取締役等の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、取締役等の固定報酬及び賞与とは別枠で報酬を支給する、業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託」を導入しております。業績連動型株式報酬においては、連結営業利益計画達成率(当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益の予想値に対する達成率)を指標としています。また業績指標として連結営業利益計画達成率を選定した理由は、当社の収益基盤を一層強化して持続的成長、発展を図ることを目的とし売上高営業利益率を上げることがを主要な経営指標として掲げているためであります。

・業績連動報酬等の額または数の算定方法

本制度は、連続する5事業年度を対象としており、信託期間中の毎年6月1日に、同年3月31日で終了する事業年度における連結営業利益計画達成率(当社が毎事業年度の最初に公表する当社の決算短信において開示される連結営業利益の予想値に対する達成率。以下同じ)及び役位に応じて、以下のポイント付与方法にしたがって、取締役等に一定のポイントが付与されます^{*1*}^{*2}。取締役等には、退任時に、ポイントの累積値(以下「累積ポイント」という)に応じて当社株式等の交付等が行われます。具体的な支給にあたっては、累計ポイントの70%に相当する数の当社株式(単元未満株式は切捨て)について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の支給を受けるものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、信託期間中に当社株式の株式分割・株式併合等のポイントの調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じて、1ポイントあたりの当社株式数の調整がなされます。

※1 付与ポイント=役位別基準ポイント×業績連動係数^{*3}

※2 対象期間中に在任のまま死亡した取締役等及び傷病等によりやむを得ず辞任する取締役

等で取締役会が認める者については、死亡または辞任の時点で、死亡または退任した日の属する事業年度の開始から死亡または辞任時までの期間に応じて按分したポイントが付与されます。

※3 業績連動係数は、連結営業利益計画達成率に基づき、決定します。

取締役等に付与される1年あたりのポイントの総数は24,000ポイントを上限とします。

- ・業績連動報酬等の額または数の算定に用いた業績指標に関する実績
当事業年度を含む連結営業利益の推移は以下のとおりです。

(単位：百万円)

第61期 (2019年3月期)	第62期 (2020年3月期)	第63期 (2021年3月期)	第64期 (2022年3月期)
2,787	2,291	3,136	5,572

⑥株式報酬等の内容

当社が導入している業績連動型株式報酬制度の内容は、「⑤業績連動報酬等に関する事項」に記載のとおりですが、当事業年度に係る報酬等として取締役(社外取締役を除く)に付与するポイントは合計6,339ポイントとなりました。また、当事業年度において、2021年6月に退任した取締役2名に対し累計ポイント11,515ポイントのうち8,000株を株式として交付しており、残りの3,515ポイントは本制度の信託内で換価処分し換価処分金の相当額を給付しております。

5. 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

- ・社外取締役工藤和直氏は(株)ソディックの社外取締役であります。当社と兼職先の間には、製品販売等の取引関係があります。
- ・社外取締役阿部功氏は阿部公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役中野憲一氏はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士及びS F I(株)の社外監査役であります。当社と兼職先の間には、特別な関係はありません。
- ・社外監査役片岡麻紀氏は片岡公認会計士事務所の公認会計士、ソニーグループ(株)H Q総務部地域渉外・行政グループ渉外アドバイザーであります。当社と兼務先の間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況と役割

区 分	氏 名	活動状況と役割
取 締 役	工 藤 和 直	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、その他の重要な会議にも出席し、主に製造全般及び企業経営の経験から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
取 締 役	阿 部 功	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、その他の重要な会議にも出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
監 査 役	中 野 憲 一	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回のうち7回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。
監 査 役	片 岡 麻 紀	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回のうち7回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、重要な役割を果たしております。

4 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき策定した評価基準を踏まえ、前期の監査実績・評価、会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画、報酬見積りの相当性などを検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、タイ シバウラデンシ カンパニー リミテッド、上海芝浦電子有限公司ほか2社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の法令違反、適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。

その概要は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業行動憲章をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規定を当社及び子会社の役員、社員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、当社経営管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に当社及び子会社の役員、社員教育等を行う。

当社内部監査室は、社長直轄のもと、当社及び子会社のコンプライアンスの状況を監査する。

これらの活動は定期的に取り締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上疑義のある行為等について社員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規定により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
当社及び子会社のコンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は当社経営管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は当社及び子会社の取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の職務権限・意思決定ルールに基づく効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 当社及び子会社における内部統制の構築を目指し、当社経営管理部を内部統制に関する担当部とすると共に、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
 - ロ 当社の取締役、部長及び子会社の社長は、各部門及び各社の業務執行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
 - ハ 当社の内部監査室は、当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を社長に報告の上、当社経営管理部及び前項に規定する責任者にも報告し、当社経営管理部は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
 - ニ 子会社に関する重要事項については、当社取締役会において審議、決定するものとする。
なお、当社の取締役及び社員が子会社の取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会及び経営会議に報告できる体制とする。
- ⑥ 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、監査役室を設置する。監査役は監査役室に対して監査業務に必要な事項を命令することができる。監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。また、監査役監査に必要な事項に関しても適宜報告を行う。
当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由に不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び社員に周知徹底する。
- ⑧ 監査役は、監査役がその職務を執行するにあたり必要な費用の支出を求めた場合、当該監査役の請求に応じてこれを支出する。会社は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、これを阻むことはできないものとする。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとする。また、内部監査室が行う計画的内部監査の報告を定期的に受ける等、監査役の監査が、効率的且つ効果的に行われることを確保する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保に関する取り組み

原則毎週1回取締役による経営会議を開催し、各取締役より随時所管の業務執行について報告がなされ、リスク管理について情報の共有化が行われており、適切に対応できる体制がとられております。また、当事業年度において取締役会は定時12回、臨時1回の計13回開催しております。

② 監査役の監査が実効的に行われることに関する取り組み

常勤監査役は原則毎週開催される経営会議に出席し、取締役の業務執行について把握し、リスク管理対応状況も適切に把握しており、監査役会において社外監査役と相互に適宜コミュニケーションをとり情報の共有化を図っております。また、監査役は取締役会に出席するほか、社長、監査法人並びに内部監査室と定期的に情報交換を行い取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

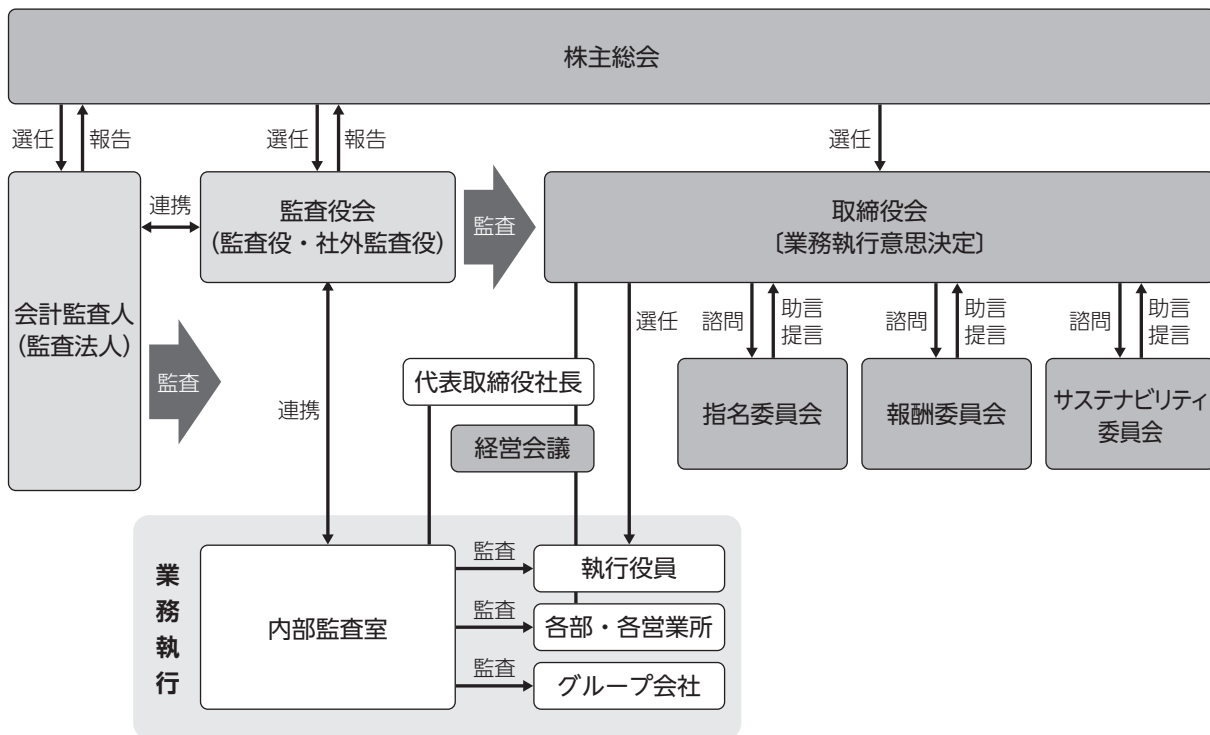
③ 業務の適正の確保に関する取り組み

社長直轄の内部監査室は取締役会で決議された内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施するほか、リスク状況に応じ必要な内部監査を行い、監査状況結果について随時社長に報告を行う体制を取っております。また適宜取締役会、監査役会に報告され、所管部署と協議しながら改善指導を行っております。

(ご参考) コーポレートガバナンスの状況

当社グループは、ステークホルダーの皆さまによって支えられている社会的存在であることを意識し、企業としての社会的責務を果たすため、コーポレート・ガバナンスの確立に努めてまいります。経済環境変化に迅速に対応できる経営管理体制の強化、経営の透明性向上に引き続き尽力いたします。

コーポレート・ガバナンス体制と各機関の役割 (2022年3月31日現在)



①取締役会

取締役会は、経営戦略に関する最高意思決定機関として毎月1回定時と必要に応じて臨時に開催しております。また、重要事項の決議の他、経営上の事項については適宜検討しております。監査役は取締役とは職責を異にする独立機関であることを充分認識し、取締役会に出席しており、取締役は監査役の意見も参考にし、適正な意思決定を行っております。

(取締役会の実効性評価)

取締役会は、各取締役の自己評価に基づき、毎年、第三者評価機関も入れて取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。評価において、第三者評価機関による取締役、監査役に対する実効性評価アンケートを利用して行った場合は、第三者評価機関によるアンケートの分析結果を得て取締役会事務局が取りまとめを行い、取締役会が実効性評価を決定します。

②監査役会

監査役会は、取締役の職務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬にかかる権限の行使等の役割・責務を果たすにあたって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行っております。常勤監査役、社外監査役はともに連携し、積極的に権限を行使し、取締役会あるいは経営陣に対して適切な意見を述べております。

③任意の指名委員会及び報酬委員会

(1) 指名委員会

取締役等の選解任（後継者計画を含む）については、取締役会の諮問に応じて指名委員会が審議を行い、取締役会に助言提言を行い取締役会が決定しております。

(2) 報酬委員会

取締役等の報酬については、取締役会の諮問に応じて報酬委員会が審議を行い、取締役会に助言提言を行い取締役会が決定しております。

④サステナビリティ委員会

社会・環境をはじめとするサステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に対応し、取締役会の下部組織として、サステナビリティに関する取組みを全社的に検討・推進しております。

⑤経営会議

取締役を主なメンバーとし、取締役会で審議・決定された中長期の方向性・戦略の職務執行に関する報告が行われており、リスク管理等について情報の共有化が図られ、適切な対応が出来る体制がとられております。

6 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社及び子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体との関係を一切遮断することを基本方針としている。
2. 企業活動の基本方針として定めた、グループ企業行動憲章及びコンプライアンス・マニュアル（倫理綱領）に「反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む」との基本方針をもって反社会的勢力の排除に取り組んでおり、整備状況は以下のとおり。
 - ① コンプライアンス・マニュアルを、当社及び子会社の役員及び社員に配布し、当該原則の遵守について徹底している。
 - ② 平素から、埼玉企業暴力防止対策協議会、(公財)埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター及び所轄警察署などの外部専門機関と連携し、折に触れ指導を受けると共に、情報の共有化を図っている。
 - ③ 外部機関による当該関係講習会やセミナーに参加し、活用している。

(注) 事業報告の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	30,476,622	流動負債	9,501,464
現金及び預金	12,796,989	買掛金	4,577,361
受取手形	145,750	短期借入金	1,361,507
売掛金	5,948,240	未払法人税等	1,247,158
電子記録債権	1,487,532	未払消費税等	133,974
商品及び製品	2,763,897	賞与引当金	572,466
仕掛品	4,113,393	役員賞与引当金	80,000
原材料及び貯蔵品	1,777,025	その他	1,528,996
未収入金	1,264,933	固定負債	2,387,288
その他	178,859	長期借入金	1,987,917
固定資産	10,123,124	繰延税金負債	130,954
有形固定資産	8,424,667	退職給付に係る負債	144,226
建物及び構築物	4,243,870	役員報酬BIP信託引当金	74,381
機械装置及び運搬具	2,796,225	資産除去債務	12,899
土地	862,694	その他	36,909
建設仮勘定	290,435	負債合計	11,888,753
その他	231,440	(純資産の部)	
無形固定資産	198,183	株主資本	27,355,375
電話加入権	8,231	資本金	2,144,612
その他	189,952	資本剰余金	2,098,588
投資その他の資産	1,500,273	利益剰余金	23,427,127
投資有価証券	320,938	自己株式	△314,952
繰延税金資産	306,410	その他の包括利益累計額	1,316,365
退職給付に係る資産	719,451	その他有価証券評価差額金	181,349
その他	153,473	為替換算調整勘定	1,167,578
		退職給付に係る調整累計額	△32,562
資産合計	40,599,747	非支配株主持分	39,253
		純資産合計	28,710,993
		負債純資産合計	40,599,747

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		30,612,005
売上原価		21,604,592
売上総利益		9,007,412
販売費及び一般管理費		3,434,686
営業利益		5,572,726
営業外収益		
受取利息及び配当金	12,603	
その他の営業外収益	68,366	80,970
営業外費用		
支払利息	11,128	
その他の営業外費用	9,066	20,195
経常利益		5,633,500
特別利益		
固定資産売却益	677	
投資有価証券売却益	10,703	11,380
特別損失		
在外子会社における送金詐欺損失	281,185	
固定資産処分損	17,464	298,650
税金等調整前当期純利益		5,346,231
法人税、住民税及び事業税	1,733,946	
法人税等調整額	△46,431	1,687,515
当期純利益		3,658,716
非支配株主に帰属する当期純利益		4,611
親会社株主に帰属する当期純利益		3,654,104

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	24,820,119	流動負債	15,287,158
現金及び預金	9,420,588	電子記録債務	20,733
受取手形	145,750	買掛金	9,938,991
電子記録債権	1,487,532	1年内返済予定の長期借入金	1,019,548
売掛金	5,222,919	未払金	3,311,227
商品及び製品	2,430,748	未払費用	87,933
原材料及び貯蔵品	130,923	未払法人税等	591,626
前払費用	43,277	前受金	5,458
1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	143,500	預り金	12,832
未収入金	4,461,083	賞与引当金	193,666
未収消費税等	1,251,240	役員賞与引当金	80,000
その他	82,555	その他	25,139
固定資産	5,215,300	固定負債	1,942,622
有形固定資産	317,271	長期借入金	1,797,148
建物	53,199	繰延税金負債	71,092
構築物	134	役員報酬BIP信託引当金	74,381
機械及び装置	117,734	負債合計	17,229,781
工具、器具及び備品	42,387	(純資産の部)	
土地	103,816	株主資本	12,624,289
無形固定資産	98,569	資本金	2,144,612
ソフトウェア	94,402	資本剰余金	2,069,698
電話加入権	4,167	資本準備金	2,069,698
投資その他の資産	4,799,459	利益剰余金	8,724,931
投資有価証券	320,938	利益準備金	118,500
関係会社株式	3,032,371	その他利益剰余金	8,606,431
出資金	250	別途積立金	3,040,000
関係会社出資金	901,156	繰越利益剰余金	5,566,431
長期前払費用	4,504	自己株式	△314,952
前払年金費用	478,733	評価・換算差額等	181,349
その他	61,505	その他有価証券評価差額金	181,349
資産合計	30,035,420	純資産合計	12,805,638
		負債純資産合計	30,035,420

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		22,036,431
売上原価		17,710,032
売上総利益		4,326,398
販売費及び一般管理費		2,161,757
営業利益		2,164,640
営業外収益		
受取利息及び配当金	682,565	
その他の営業外収益	89,113	771,679
営業外費用		
支払利息	9,422	
その他の営業外費用	1,124	10,547
経常利益		2,925,773
特別利益		
投資有価証券売却益	10,703	10,703
特別損失		
固定資産除却損	3,770	3,770
税引前当期純利益		2,932,706
法人税、住民税及び事業税	775,689	
法人税等調整額	△143	775,546
当期純利益		2,157,160

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社 芝浦電子
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 村 竜 平

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 武 男

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社芝浦電子の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社芝浦電子及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

株式会社芝浦電子
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山 村 竜 平
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 武 男
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社芝浦電子の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役の監査結果に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を会計監査人EY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

株式会社芝浦電子 監査役会

常勤監査役 杉 田 夏 樹 ㊟

監 査 役 中 野 憲 一 ㊟

監 査 役 片 岡 麻 紀 ㊟

(注) 監査役 中野 憲一及び片岡 麻紀は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

場所

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目7番地5

パレスホテル大宮 4階 ローズルーム

☎ 048 (647) 3300 (代表)

日時

2022年6月29日 (水曜日)

午前10時



🚆 電車利用の方

- J R 湘南新宿ライン・上野東京ライン (高崎線・宇都宮線)
京浜東北線・埼京線
- 東武アーバンパークライン (野田線)

「大宮駅」 西口 より徒歩約5分

株式会社 **芝浦電子**

